

第2期南幌町障がい福祉計画に基づく
平成23年度実績評価

平成24年11月

平成23年度実績評価にあたって

南幌町では、平成21年度から平成23年度を計画期間とする第2期障がい福祉計画を平成21年3月に策定し、「誰もがいきいきと暮らせるバリアフリー社会の実現」を目指して目標値を定め、推進に努めてきました。

本報告は計画における前年度実績を評価することで障がい者施策の質とニーズを捉えたサービスを確保していこうとするものですが、計画最終年度においてはほぼ見込値のとおりで利用者のニーズに対応できていると考えております。

平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、「障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に名称が変更され、平成25年4月1日に施行されます。この法律の趣旨は地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することとなっています。すでに今年4月より第3期障がい福祉計画がスタートし、各施策を進めているところですが、今後も障がいのある人が希望する暮らしの実現のために障がい福祉サービス事業者や関係機関、地域住民と一体となって推し進めていく必要がありますので、ご協力をお願いいたします。

平成24年11月

<目 次>

1	訪問系サービス	1
2	日中活動系サービス	3
3	居住系サービス	7
4	地域生活支援事業	9
5	資料	12
6	南幌町障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱	14
7	南幌町障がい者福祉計画等策定委員会委員名簿	15

1 訪問系サービス

第2期南幌町障がい福祉計画 12～15 ページ参照

サービス名称	サービス内容
居宅介護	自宅での入浴、排泄、食事の介護など生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者など常に介護を必要とする人に自宅で入浴、排泄、食事の介護から外出時の移動支援までの総合的なサービスを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上、著しい困難を有する人で常時、介護を要する人に危機回避のため必要な援護や外出時の移動の支援等を行います。
同行援護 (平成23年10月新設)	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が外出する際に、同行して移動に必要な情報を提供するとともに、その他必要な支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等を包括的に提供します。

1) 居宅介護

居宅介護の実績は見込量と差異が生じていますが、ここ数年の実績や利用実人数はあまり変わりありません。利用者のニーズにあわせた利用ができていますと考えられます。今後も必要とする人が利用できるよう相談支援などをとおして利用の促進を図っていきます。

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
居宅介護	時間数 ()は人数	見込量	50 (6)	50 (6)	67 (7)	60 (7)	66 (8)	72 (9)
		実績	40 (7)	47 (6)	64 (6)	28 (7)	24 (8)	23 (7)

※時間数は月平均利用延べ時間、人数は利用実人数。

2) 重度訪問介護

第2期計画策定時に利用実績がなかったため見込量を設定していませんでした。今年度は利用者のニーズに合わせ利用されていると考えられます。

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
重度訪問介護	時間数 ()は人数	見込量	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		実績	0 (0)	0 (0)	0 (0)	246 (1)	243 (1)	249 (1)

※時間数は月平均利用延べ時間、人数は利用実人数。

3) 行動援護

利用時間について、実績が見込量を大きく下回っています。今後は利用者のニーズにあわせた利用を促進していきます。

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
行動援護	時間数 ()は人数	見込量	40 (1)	40 (1)	49 (2)	50 (2)	50 (2)	50 (2)
		実績	18 (1)	39 (1)	48 (2)	27 (2)	11 (2)	3 (2)

※時間数は月平均利用延べ時間、人数は利用実人数。

4) 同行援護

平成23年10月より新たに設けられたサービスで、利用実績はありません。

5) 重度障がい者等包括支援

第1期計画策定時より、利用実績がありません。

2 日中活動系サービス

第2期南幌町障がい福祉計画 16～25 ページ参照

サービス名称	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、排泄や食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、目標を設定し身体機能又は生活能力の維持・向上などに必要な訓練を行います。主に対象となる人は機能訓練では身体障がいのある人、生活訓練は知的・精神に障がいのある人です。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (雇用型=A型) (非雇用型=B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供とともに、継続的な就労や就労に必要な知識や能力を高める訓練を行います。A型は、事業所内で雇用計画に基づく就労可能な人が対象です。B型は、A型の就労経験があつて年齢体力面で雇用困難となった人や就労移行を利用しA型に結びつかなかった人等が対象です。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
児童デイサービス	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
短期入所	自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所することができます。
旧法施設支援	旧法で日中活動系サービスを受けています。平成23年度末までに生活介護等サービスに移行予定です。

1) 生活介護

毎年増加の傾向にありますが、これは旧体系の入所施設が新体系に移行した際に、施設入所支援と組み合わせて利用されるサービスであることが要因と考えられます。

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
生活介護	利用日数 ()は人数	見込量	88 (4)	88 (4)	242 (12)	374 (17)	418 (19)	770 (35)
		実績	85 (5)	85 (5)	157 (11)	282 (18)	419 (22)	558 (36)

※利用日数は月平均延べ利用日数、人数は利用実人数。

2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立訓練を提供する事業者が近隣市町にはほとんど無いため、利用実績が無く、平成23年度は見込量も設定していません。

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
自立訓練（生活訓練）	利用日数 ()は人数	見込量	0	0	44 (2)	22 (1)	22 (1)	0
		実績	0	16 (1)	37 (2)	22 (2)	0	0

※利用日数は月平均延べ利用日数、人数は利用実人数。

3) 就労移行支援

利用者4名で見込量を設定していましたが、実績は3名の利用でした。一般就労に向けた訓練を行うサービスなので、利用者のニーズにあわせて利用の促進を図る必要があります。

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
就労移行支援	利用日数 ()は人数	見込量	44 (2)	66 (3)	66 (3)	22 (1)	22 (1)	88 (4)
		実績	40 (3)	44 (4)	32 (3)	0 (0)	0 (0)	34 (3)

※利用日数は月平均延べ利用日数、人数は年間利用実人数。

4) 就労継続支援（雇用型=A型・非雇用型=B型）

就労継続支援 A 型については、利用実績がありませんでした。これは近隣に事業者がほとんど無いことが要因と考えます。

就労継続支援 B 型については、利用人数の実績が見込量を上回っていますが、利用日数は大きく下回りました。これは、利用者のニーズに合わせての利用によるものと考えます。利用日数は下回っていますが、サービスとしては十分に機能していると考えられます。

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
就労継続 支援A型	利用日数 ()は人数	見込量	22 (1)	22 (1)	88 (4)	88 (4)	88 (4)	22 (1)
		実績	21 (1)	21 (1)	86 (4)	64 (3)	22 (3)	0 (0)
就労継続 支援B型	利用日数 ()は人数	見込量	22 (1)	66 (3)	154 (7)	220 (10)	220 (10)	352 (16)
		実績	19 (1)	22 (3)	47 (7)	159 (13)	227 (17)	249 (21)

※利用日数は月平均延べ利用日数、人数は利用実人数。

5) 療養介護

第1期計画策定時より、利用実績がありません。

6) 児童デイサービス

町独自の発達支援センター事業を実施しているため、児童デイサービスの利用実績はありません。

7) 短期入所

何らかの理由により一時的に利用されるサービスですが、実績と見込量に大きな差異は生じませんでした。このサービスは介護負担の軽減などにも有用であることから、今後もサービスの情報提供を行うとともに利用者の把握や確保を推進していきます。

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
短期入所	利用日数 ()は人数	見込量	22 (1)	22 (1)	40 (10)	40 (10)	44 (11)	48 (12)
		実績	41 (7)	27 (11)	42 (10)	69 (12)	52 (12)	43 (9)

※利用日数は月平均延べ利用日数、人数は利用実人数。

8) 旧法施設支援

旧法施設支援の事業者については平成23年度末までに新体系の事業所に移行することになっているため、年々利用者は減少しています。

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
旧法施設支援（通所）	人数	見込量	11	12	12	10	11	0
		実績	11	14	12	10	10	8
旧法施設支援（入所）	人数	見込量	27	26	21	17	15	0
		実績	27	27	21	18	14	13

※人数は利用実人数。

3 居住系サービス

第2期南幌町障がい福祉計画 25～28 ページ参照

サービス名称	サービス内容
グループホーム (共同生活援助)	主として夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談その他日常生活上の援助を行います。
ケアホーム (共同生活介護)	主として夜間や休日において、共同生活を行う住居で、入浴、排泄又は食事の介護を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。
旧法施設支援（入所）	旧法で施設入所支援を受けています。平成23年度末までに施設入所支援に移行予定です。

1) グループホーム（共同生活援助）とケアホーム（共同生活介護）

見込量に対し実績が大きく上回っており、サービスとして十分に機能していると考えられます。

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
グループホーム ケアホーム	人数	見込量	3	3	5	4	4	4
		実績	3	4	5	5	7	11

※人数は利用実人数。

2) 施設入所支援・旧法施設支援（入所）

施設入所支援は、見込量と実績に大きな差異はありませんでした。

旧法施設支援は平成23年度末に全て施設入所支援に移行することから年々減少しています。

在宅移行は1名を見込んでいましたが、実績はありません。

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
施設入所支援	人数	見込量	2	3	8	11	13	28 (27)
		実績	3	3	8	10	14	25
旧法施設支援（入所）		見込量	27	26	21 (19)	17 (16)	15	0
		実績	27	27	21 (19)	18 (16)	14	13
在宅移行		見込量	2	0	0	0	0	1
		実績	1	1	0	1	0	0

※人数は利用実人数、()内は重複者を除く利用実人数を記載。

4 地域生活支援事業

第2期南幌町障がい福祉計画 29～40 ページ参照

サービス名称	サービス内容
相談支援事業 (障がい者相談支援事業 地域自立支援協議会 相談支援機能強化事業 成年後見制度利用支援事業)	障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、権利擁護のための援助を行います。 また、地域におけるネットワークの中核として「地域自立支援協議会」を設置し、雇用、教育、医療等の各種サービス、相談支援事業を総合的に調整、推進します。
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者派遣事業)	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者を派遣する事業を行います。
日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人に自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。
移動支援事業	障がいのある人の社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な人を対象に、外出支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流を促進するための事業を実施します。
日中一時支援事業	障がいのある人(児)に日中における活動の場を提供し、その家族の一時的な休息となるよう支援を行います。
生活サポート事業	介護給付の認定が非該当となった人について、日常生活に関する支援、家事などの必要な支援を行います。
更生訓練費給付事業	障害者自立支援法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設に入所している人に更生訓練費を支給し、社会復帰への支援を行います。
知的障害者職親委託事業	知的障がいのある人の自立更生を図るため、一定期間、事業経営者等の私人(職親)に預け、技能習得訓練等を行うことによって、雇用の促進と職場への定着を支援します。
自動車運転免許取得助成事業	障がいのある人が自動車運転免許を取得する時に係る経費の一部を助成します。
身体障害者用自動車改造費助成事業	重度の身体障がいのある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、自ら運転できるようにするため、自動車改造に要する経費を助成します。

		H21		H22		H23	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
相談支援事業	相談支援	/	/	/	/	/	/
	障がい者相談支援	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
	地域自立支援協議会	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	相談支援事業機能強化事業	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	成年後見制度利用支援事業	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
コミュニケーション支援事業		/	/	/	/	/	/
	手話通訳者派遣事業	3人	3人	3人	1人	3人	3人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	4件	0件	2件	6件	2件	1件
	自立生活支援用具	3件	1件	3件	4件	1件	4件
	在宅療養等支援用具	1件	1件	1件	1件	1件	0件
	情報・意思疎通支援用具	1件	1件	1件	2件	1件	0件
	排泄管理支援用具	80件	108件	82件	120件	84件	134件
	居宅生活動作補助用具	1件	0件	1件	0件	1件	0件
移動支援事業		/	/	/	/	/	/
	利用人数	7人	6人	8人	7人	9人	17人
	利用時間	168時間	256時間	176時間	180時間	184時間	357時間
地域活動支援センター		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
日中一時支援事業		10人	12人	11人	11人	12人	11人
更生訓練費給付事業		1人	1人	1人	1人	1人	0人
身体障害者用自動車改造助成事業		1人	0人	1人	1人	1人	1人

障がい者相談支援事業を行う事業所については、南幌町と町内の社会福祉法人の2カ所で実施しています。地域自立支援協議会については、南幌町・夕張市・栗山町・由仁町・長沼町の1市4町で構成され、各町における対応困難事例検討を中心に実施しています。実績カ所数

については、計画どおりに推移しています。

コミュニケーション支援事業については、計画どおりに推移しています。

日常生活用具給付等事業の件数が増えている理由としては、排泄管理支援用具の利用者が増加していることがあげられます。

移動支援事業については、実績が見込みを大幅に上回っています。また、平成23年度より車両を利用したサービスを新たに追加しました。

実績が大きく上回ったことについては、障がいのある方の外出の機会が増えたと捉えることができ、今後も一定のサービス提供体制を確保していく必要があります。

地域活動支援センター事業については、北海道社会福祉事業団福祉村に事業委託をしていますが、利用実績はありませんでした。

日中一時支援事業については、自立支援給付では補えない部分を担うサービスとして機能しており、実績と見込量に大きな差異はなく例年推移しており、一定のニーズがあるものと考えられます。

身体障害者用自動車改造助成事業は1名の利用がありました。

更生訓練費給付事業、生活サポート事業、知的障害者職親委託事業、自動車運転免許取得助成事業は、利用実績はありませんでした。

資 料

1 障がい者の推移

1) 身体障害者手帳所持者数の推移

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数	人口比
H20	118	77	54	92	41	15	397	4.31%
H21	122	73	57	93	40	15	400	4.41%
H22	124	71	59	98	38	9	399	4.46%
H23	118	70	57	99	37	13	394	4.50%
H24	119	69	60	101	35	15	399	4.66%

(各年は4月1日現在の人数、単位：人)

	肢体不自由	聴覚平衡 機能障がい	内部障がい (腎臓障がい)		視覚障がい	音声言語 機能障がい	総数
H20	267	23	81	(19)	22	4	397
H21	265	22	87	(19)	23	3	400
H22	262	20	90	(20)	23	4	399
H23	261	19	88	(19)	23	3	394
H24	263	22	91	(22)	22	1	399

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

2) 療育手帳所持者数の推移

	A(重度)	B(中・軽度)	総数	人口比
H20	35	29	64	0.69%
H21	29	32	61	0.67%
H22	27	37	64	0.72%
H23	30	41	71	0.81%
H24	31	46	77	0.90%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	1級	2級	3級	総数	人口比
H20	5	24	5	34	0.37%
H21	7	22	5	34	0.37%
H22	6	21	3	30	0.34%
H23	5	24	8	37	0.42%
H24	7	26	7	40	0.47%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

4) 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移

	交付者数	人口比
H20	104	1.13%
H21	110	1.21%
H22	96	1.07%
H23	95	1.08%
H24	103	1.20%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

5) 障がい程度区分の認定所持者数の推移

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
H20	7	1	3	7	3	5	26
H21	8	1	2	6	7	6	30
H22	8	2	5	6	7	10	38
H23	6	4	7	8	10	14	49
H24	6	4	6	7	10	20	53
身体障がい	0	2	1	1	3	9	16
知的障がい	5	2	5	6	7	11	36
精神障がい	1	0	0	0	0	0	1

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

6、南幌町障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づき、南幌町障がい者計画及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条に基づき、南幌町障がい福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、南幌町障がい者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) 計画の点検・評価に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体
- (3) 障がい当事者及びその家族

3 町長は前項第3号に規定する障がい当事者及びその家族のうちから委員を委嘱しようとするときは公募を行うものとする。この場合において、当該公募委員の数は2名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が召集し、会議は委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

2 南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画評価委員会設置要綱（平成19年南幌町訓令第11号）は廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

7、南幌町障がい者福祉計画等策定委員会委員名簿

	氏 名	区 分
委 員	水石 裕一	学 識 経 験 者
委 員	栗林 和史	社 会 福 祉 関 係 者
委 員	小友 征之	社 会 福 祉 協 議 会 会 長
委 員	小林 市男	民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 会 長
委 員	戸田 和則	医 師
委 員	田中 秀巳	社 会 福 祉 関 係 者
委 員	熊木喜美夫	障 が い 者 団 体 代 表
委 員	中村 達子	障 が い 者 団 体 代 表
委 員	加藤 顕光	障 が い 者 団 体 代 表
委 員	小林 修	住 民 代 表 (公 募)
委 員	佐藤 純子	住 民 代 表 (公 募)

計11名